

確定申告に必要なもの

を下表でチェックしてご用意、ご持参ください！

No.	項目	注意事項	チェック欄														
1	確定申告書 (青色決算書:年末調整資料に同封)	税務署から送られてくる書類一式(1月下旬着) ※住所・氏名・扶養家族等変更があった方はお申出ください。 ※申告書や決算書等には何も書かずに白紙のままお持ちください。															
2	印鑑	朱肉を使うもの (シャチハタ不可)															
3	記帳簿	組合の「所得とりまとめ帳」やその他の帳簿 ※金額を合計してください。 ※青色申告の特別控除65万円で申告される方は、帳簿、損益計算書、貸借対照表などを作成し一式お持ちください。															
4	生命保険、地震保険、小規模企業共済等の払込証明書	保険会社等から送られてくる控除証明ハガキ等															
5	国民年金の支払証明書等	日本年金機構(旧社会保険庁)から送られてくる控除証明ハガキ ※証明されていない月分の保険料については領収書。															
6	医療費の領収書 (合計が10万円以上)	※本人、または本人と生計を一にする配偶者や親族の病気やけがの治療に供した医療費。薬局で購入の療養に供した医薬品、病院への公共交通機関の交通費(領収書がない場合メモ書き)も可。 ※金額を合計してください。															
7	国民健康保険給付及び補助金支給額通知書	※出産育児一時金や医療費の償還払い分など。 ※通知書(ハガキ)が無い方は、労金の通帳から金額を拾い出ししておいてください。															
8	源泉徴収票(本人)	※給与所得や報酬があった方															
9	源泉徴収票(配偶者)	※配偶者に収入がある場合、証明するもの															
10	住宅借入金等特別控除に関する書類	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">新規で控除を受ける方</td> <td>①住民票</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②登記簿謄本(土地・建物)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③売買契約書(土地・建物)または工事請負契約書の写し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④住宅取得に係る借入金残高証明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2年目以降の方</td> <td>①住宅取得に係る借入金残高証明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②税務署の住宅取得控除証明書</td> <td></td> </tr> </table>	新規で控除を受ける方	①住民票		②登記簿謄本(土地・建物)		③売買契約書(土地・建物)または工事請負契約書の写し		④住宅取得に係る借入金残高証明書		2年目以降の方	①住宅取得に係る借入金残高証明書		②税務署の住宅取得控除証明書		
新規で控除を受ける方	①住民票																
	②登記簿謄本(土地・建物)																
	③売買契約書(土地・建物)または工事請負契約書の写し																
	④住宅取得に係る借入金残高証明書																
2年目以降の方	①住宅取得に係る借入金残高証明書																
	②税務署の住宅取得控除証明書																
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・4～10は必要な方のみ。 ・初めて確定申告する方は組合で申告書を用意します。 ・市町村の健康保険の方は1年間の保険料合計を把握しておいてください。 ・生計を一にする配偶者や親族の後期高齢者(長寿)医療制度の保険料を、組合員さん名義の口座振替等により負担された場合、通帳から金額を拾い出ししておいてください。 																

税金申告学習会 年会費(費用負担金)は自動引落 年会費 7,000円

年会費は皆さんの組合費等の引落口座より4月27日(金)に自動引落いたします。引落ができなかった場合は、翌月以降引落完了まで請求をかけさせていただきます。

税金申告学習会では消費税の申告のお手伝いはできません。所得税の申告のお手伝いのみとなります。

消費税の確定申告は組合員さん自身でしていただくか、会計事務所等に委託していただくこととなります。組合では、組合員さん自身で申告していただくための消費税判定会・講習会の開催や、通常より安い料金で提携した記帳代行委託業(ティグレ名古屋)を紹介することで、組合員さんをサポートしております。何卒、ご理解いただけるようお願いいたします。

後期高齢者(長寿)医療制度の保険料について

後期高齢者(長寿)医療制度では、原則としてその保険料が年金から特別徴収の方法により徴収されています。この場合、その保険料を支払った者は年金の受給者自身であるため、その年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。一方、市区町村等へ一定の手続きを行うことにより、被保険者の世帯主又は配偶者が口座振替により保険料を支払うことが選択できることとされました。この場合には、口座振替によりその保険料を支払った世帯主又は配偶者に社会保険料控除が適用されます。

(1)住宅借入金等特別控除について

平成23年中に新築、購入、増改築等をし、入居された方はいずれか選択して控除を受けることができます。

【①住宅借入金等特別控除】

10年間は年末借入金残高の1.0%(最高40万円)最大400万円を控除できます。

【②認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例】

10年間は年末借入金残高の1.2%(最高60万円)最大600万円を控除できます。

(2)特定増改築等住宅借入金等特別控除

平成25年12月31日まで一定のバリアフリー改修工事又は省エネ改修工事が、30万円以上を含む増改築等工事を行い入居された方は5年間控除を受けることができます。増改築等工事費用の借入金残高1,000万円まで控除率1%、うちバリアフリー改修工事費用200万円までは控除率2%(最高計12万円)となります。

(3)住宅耐震改修特別控除

平成25年12月31日までに地方公共団体が作成した、一定の計画の区域内において、昭和56年5月31日以前に建築された居住用家屋の耐震改修を行った場合には、①費用と②耐震工事の標準的費用の額の少ない金額の10%相当額(最高20万円)を控除できます。

(4)住宅特定改修特別税額控除

一定のバリアフリー又は省エネ改修工事をして、平成21年4月1日から平成24年12月31日までに入居された特定居住者などの方は、一定の要件の下で、「工事に要した費用の額」とその改修工事等の「標準的な費用の額」のいずれか少ない方の金額(200万円限度)(太陽光発電設備設置工事を含む一般断熱改修工事等の場合は300万円限度)の10%に相当する金額(最高20万円、太陽光発電工事最高30万円)

(5)認定長期優良住宅新築等特別税額控除

認定長期優良住宅の新築等をして、平成21年6月4日から平成23年12月31日までに入居された方は、一定の要件の下で、その認定長期優良住宅について講じられた構造及び設備に係る「標準的な費用の額」(1,000万円限度)の10%に相当する金額(最高100万円)を控除できます。

(6)個人住民税における住宅借入金等特別控除

※平成21年から平成25年の所得税について、住宅借入金等特別控除を所得税から控除しきれない額を個人住民税から控除する制度が創設されました。

※その年分の所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)が限度。

※各特別控除の詳細な要件・必要書類は事前にお問合せください。